

議会改革特別委員会報告

冒頭、今定例会に於いて、議会改革特別委員会の報告に時間を割いて頂き、感謝申し上げます。

それでは、議会改革特別委員会の現在の進捗状況と、決定事項の報告を致したいと思います。

同委員会は、令和元年12月定例会にて設置され、委員会のメンバーは、議長を除く、議員16名で構成されております。

このうち理事は、各会派から選出された6名で、各議員からの意見や提案等、また対外的な情報を収集し、改革実現に向けて協議運営している組織であります。

この議会改革特別委員会の設置の目的は、皆さんご周知のとおり、令和元年の市議会議員選挙では、昭和12年に釜石市政が始まって以来、初めて無競争の選挙となりました。

この事は不本意ながら「無競争」という、有権者の「投票を行使する権利を奪う」事となり、議会制民主主義の根幹を揺るがす結果となりました。

この反省から私達も、もっと「市民の声に耳を傾け、少しでも多くの市民の皆さんとお会いする機会を増やして行かなければならない」という危機感から設置したものであります。

当委員会が、今任期で取り組む改革の柱は、

- 1・議員定数等の見直し
- 2・「市民と語る会」の開催
- 3・常任委員会活動の活性化
- 4・議会基本条例の制定
- 5・議員の資質の向上、 の5本であります。

1つ目の「議員定数等の見直し」については、これまでに29回の理事会、また、14回の全体委員会を開催し、人口動態、財政状況、他、類似自治体との比較の他、女性や若い方の議員の育成、環境整備についての勉強会、更にはコロナ禍において、目標通りではなかったにせよ、これまで、市内の女性を含めた、青年団体や地域会議の正・副議長、各地区の町内会長との意見交換会を行いました。

それらを踏まえ、各議員の意見を取りまとめ、令和4年8月の第29回

理事会で議論、協議した結果、次期改選時の議員定数については、現状維持の18名とする案が、21世紀の会、清和クラブ、令和クラブ、無党派から出され、2名減の16名とする案が、公明党、創政会から出されました。

この改選時の議員定数については、去る8月18日に開催された、議会改革特別委員会の全体委員会においても、各理事・委員の間で議論を重ねたところであり、交わされた意見について、その一部を紹介したいと思います。

議員定数について「現状維持の18人とする案」を支持する委員から出された意見は、主に次の通りです。

- 岩手県内の市議会において、議員定数18人は少ない部類であり、人口3万人以上の市の中では最少である。よって、類似自治体と比較しても適正な定員数と言える。
- 議員からの活発な政策提言を行うためには、それに相応しい議員数を維持したうえで、さらなる議員の資質向上を図って行く必要がある。
- 議員定数を減らすと、市民の声が市政に届きにくくなり、議員一人あたりの負担が増える。

次に、「2人減の16人とする案」を支持する委員から出された意見は、主に次の通りです。

○政策提言を行うにあたっては、18人から16人になっても大きな変化はないと思われ、また、財政出動が減るなどのメリットがある。

○議員を減らすと、市民の声が市政に届きにくくなるというが、議員全員で「市民と語る会」を継続していけば、様々な声を拾うことができる。

○前回の市議選は、前任期において議員定数を18人に減らし、臨んだものであったが、無競争という結果に終わった。再度、同じ定数で次期改選に臨むことに対する批判に、議会としてどう答えていくのか。

等の意見が出されております。

また、会議の中では、今申し上げた議員定数の議論に関連する形で、

○議員報酬額の改定が、長らく据え置きとなっている現状。

○議員報酬の改定などを踏まえ、若者や女性が、立候補しやすい環境づくりを進めるべき。

○議員定数については、今後進んでいく人口減を踏まえたうえで、新任期においても継続して検討をしていく。

など、議員定数の問題にとどまらない、議論が交わされました。

その後、議長、委員長及び欠席委員を除く、14人で採決を行い、その結果、「現状維持の18名とする案」に賛成の委員が10名、「2名減の16名とする案」に賛成の委員が4名となり、多数の意見を占めた、「現状維持の18名」として、新任期の議会運営に臨むことと決しました。

2つ目の「市民と語る会」については、前段で申しあげました通り、各団体や各町内会との意見交換会では「今後も是非市民との意見交換の機会を継続して行って欲しい。」という声が圧倒的に多く、私達、当議会と致しましても、議会改革の目的に沿っている事から、9月以降、構成メンバーや日程、内容等を検討した上で、恒常的に「市民と語る会」を継続して開催していく事としました。

3つ目の改革は「常任委員会活動の活性化」であります。

当議会には、人事、財政、市有財産、税務等、その他総務に関する事項並びに他の委員会に属さない事項を所管する、総務常任委員会。

そして、社会福祉、保健衛生、消防、教育、文化、その他民生に関する事項を所管する民生常任委員会。

最後に、商工、観光、水産、農林、土木、建設、港湾、水道等、経済

に関する事項を所管する、経済常任委員会の3つの常任委員会があります。

今までの各常任委員会の活動は、全てではないにしても、多くの活動は視察研修に偏っていたきらいがあることから、今後は、各常任委員会の所管に基づいて、各関係団体との意見交換や計画的な活動を通じて、活性化を図って行きたいと考えております。

また、その各団体との意見交換会で出された意見や要望、提案などの「市民の声」は、市政を始め県、ひいては国への要望活動に活かして行きたいと考えております。

各常任委員会における、今任期での活動報告と今後の予定については、それぞれの委員長から、今定例会の中で報告して頂くこととしております。

4つ目の改革は「議会基本条例の制定」であります。

自治基本条例は、住民自治に基づく自治体運営の基本原則を定めた条例であり、名称は自治体によって「まちづくり条例」「市民基本条例」などがあります。

それに対し「議会基本条例」は、国から地方公共団体への権限委譲が進み、地方議会が担う役割が大きくなる中、市民の福祉向上を図るため、議員の自

由で活発な、透明性の高い議論を進め、より開かれた議会を目指すこととして
います。

このため、議会及び議員活動の充実と、活性化を図る事を目的として、議
会運営に必要な基本事項を定めた「議会基本条例」を制定しているものであり
ます。

この「議会基本条例」については、県内14市のうち、当市のみが定めてい
ない事から、早期の制定が求められていました。

現在、議会基本条例案については、構成している全ての条文について精査
を終了しており、今後は条文や逐条解説の整理を進め、令和5年3月定例会
での条例提案を目標として、進めて参りたいと考えております。

また、この議会基本条例と併せ、倫理条例についても議論を継続していく
所存であります。

最後の5つ目の改革としては、「議員の資質向上」についてであります。が、
議員の資質向上には、まさに個人の議員としての能力に委ねられておりま
す。

議員一人一人が得意分野を持っており、自主的な勉強や研鑽を重ね、キャ
リアを積むことによって、議員として客観的な資質が生み出されて来る訳

であります。

従って、今後も自主的な勉強は勿論の事、機会を捉えて講師を招き、勉強会を行ってまいりたいと考えております。また、議員として具体的な資質向上の活動指針として挙げるのは、

○市民からの声を聞き、市民に必要な情報提供を行うこと

○公人としての品格ある言動

○権能を生かしての行政監視能力の向上

○政策形成、条例提案能力の向上、 などあります。

この実践を心掛ける事が、少しでも議員の資質の向上へ、ひいては市民の負託に応える大きな要素と考えております。

これらが、議会改革の5つ柱として掲げる当委員会の取り組みと、それに向けた考え方となりますが、現在、これに加えて、当議会として「議会運営ICT化推進事業」に取り組んでいることについて、ご報告いたします。

「議会運営ICT化推進事業」は、議会運営の効率化を図るため、ICT化の推進を図るもので、タブレット端末と、ビジネスチャットツールを導入し、議員活動・議会活動の機能強化や、議会関連資料のペーパーレス化を進めるも

のです。

具体的には、議会運営に係る情報伝達の迅速化、スケジュールの共有を進めながら、将来的にはタブレットを活用した、会議等の開催を目標とした体制づくりを進め、今任期中には、試験的に運用開始する予定としているところでございます。

以上をもちまして、議会改革特別委員会における、現在の進捗状況と、決定事項の報告とさせていただきます。

今後とも、皆様のご理解とご協力を、よろしくお願いいたします。

以上